

長野県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年5月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字大屋字幅241番地先から 上田市大字大屋字幅 390番の2地先まで	旧	15.5~34.0 m	0.0628 km
同 上	新	16.0~37.5	0.0628

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長門町大字大門字高蔵 3526番の1地先から 小県郡長門町大字大門字高蔵 3526番地先まで	旧	10.0~75.6 m	1.1110 km
同 上	新	10.0~111.6	1.1680

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松本和田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村143番のロ地先から 小県郡和田村143番の2地先まで	旧	5.8~20.8 m	0.2275 km
同 上	新	11.5~38.0	0.2275

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松本和田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村字黒楯 5385番の1地先から 小県郡和田村字塩ノ上山 5390番の12地先まで	旧	5.8~15.2 m	0.2291 km
同 上	新	6.0~23.2	0.2297

道路維持課

長野県告示第251号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道(上流処理区)
- 3 事業施行期間
平成4年7月30日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号及び平成14年長野県告示第403号の事業地に長野市篠ノ井小松原字久保田及び字芝宮並びに川中島町今井字新引及び字貝佐を加え、川中島町今里字三ツ俣並びに川中島町今井字鎌穂及び字原澤地内において事業地を変更する。

下水道課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
内部事務総合システム運用支援及び保守業務委託一式
 - (2) 役務の特質
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成15年6月1日から平成16年3月31日まで
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 5の(3)により入札参加資格確認申請を行い、当該入札の参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県経営戦略局人事活性化チーム
電話 026(232)0111 内線5393・5394

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成15年4月23日(水) 午前10時
- (2) 場所 長野県庁西庁舎404号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - ア 課名 長野県経営戦略局人事活性化チーム
 - イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合を含む。)
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を下記により提出しなければならない。
 - ア 受付期間
平成15年4月23日から平成15年5月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所
長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県経営戦略局人事活性化チーム
- (4) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所
 - ア 日時 平成15年5月27日(火) 午後5時
 - イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県経営戦略局人事活性化チーム
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成15年5月28日(水) 午前10時
 - イ 場所 長野県庁西庁舎302号会議室
- (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

(9) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(10) 契約書作成の要否

要する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased:
Commissioned service for operation and maintenance of the integrated office management system (Details can be found in the "Operation and maintenance manual for the integrated office management system")
- (2) Contact duration:
From June 1,2003 until March 31,2004
- (3) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
Personnel Motivation Team, Management Strategy Bureau,
Nagano Prefectural Government,
692-2 Aza-Habashita, Oaza-Minaminagano, Nagano City
TEL 026-232-0111 (ext.5393)
- (4) Time and place for the tender:
Time: 10:00AM, May 28, 2003
Place: Conference Room 302, Nagano Prefectural Government West Annex
- (5) Time limit for the tender by mail and the delivery place:
Time: 5:00PM, May 27, 2003
Place: Personnel Motivation Team, Management Strategy Bureau,
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita, Oaza-Minaminagano, Nagano City,
380-8570 JAPAN

人事活性化チーム

公告

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第6項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9第6項の規定により、養育医療を担当する機関からその指定を辞退する旨、申し出がありました。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
小海赤十字病院	南佐久郡小海町大字豊里80番地	平成15年3月31日

保健予防課

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成15年9月11日（木）午後1時から午後3時まで

(2) 場 所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学
食品衛生学 調理理論

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項の規定に該当する者で、調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
- イ 履歴書
- ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）
- エ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（6,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成15年7月28日（月）から平成15年7月30日（水）まで（郵送による場合は、平成15年7月30日までの消印があるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所（長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成15年10月14日（火）に受験願書を受け付けた保

健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください（郵便による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）。

食品環境水道課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成15年9月11日（木）午後1時から午後3時まで

(2) 場 所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学
製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者又は製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」とします。）附則第3項の規定に該当する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第47条に規定する者又は法附則第3項の規定に該当する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 法附則第2項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
- イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参してください。）若しくは卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。）又は菓子製造業従事証明書（所定の用紙を用いてください。）
- ウ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成15年7月28日(月)から平成15年7月30日(水)まで(郵送による場合は、平成15年7月30日までの消印のあるもの)に限り受け付けます。

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所(長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成15年10月14日(火)に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください(郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください)。

食品環境水道課

食品環境水道課

公告

豆腐製造衛生師試験を次のとおり行います。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成15年9月11日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場 所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品衛生学 栄養学 豆腐製造理論

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者又は長野県豆腐製造衛生師登録条例(昭和44年長野県条例第17号)附則第3項の規定に該当する者であって、2年以上豆腐製造業に従事した者

(2) 長野県豆腐製造衛生師登録条例附則第2項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 豆腐製造衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 豆腐製造従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

(2) 受験手数料

受験手数料(4,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成15年7月28日(月)から平成15年7月30日(水)まで(郵送による場合は、平成15年7月30日までの消印のあるもの)に限り受け付けます。

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所(長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成15年10月14日(火)に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください(郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください)。

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 試験の種別

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験日時

平成15年8月7日(木) 午前9時15分から

3 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎講堂(佐久市大字跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎講堂(伊那市大字伊那3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎講堂(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎講堂(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁講堂(長野市大字南長野字幅下692-2)

4 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の名刺判のもので、その裏面に氏名を記載したもの)

(2) 提出期間

平成15年6月2日(月)から6月23日(月)まで(郵送による場合は、平成15年6月23日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(3) 提出先

次の表に掲げる最寄りの保健所又は保健所支所(保健所支所にあつては、持参の場合に限ります。)

名 称	所 在 地
佐久保健所	佐久市大字跡部65-1
佐久保健所小諸支所	小諸市甲字上野岸3354-6
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市大字伊那3497
飯田保健所	飯田市追手町2-678
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
木曾保健所	木曾郡木曾福島町2757-1
松本保健所	松本市大字島立1020
松本保健所豊科支所	南安曇郡豊科町大字豊科4960-1
大町保健所	大町市大字大町1058-2
長野保健所	長野市大字中御所字岡田98-1
長野保健所須坂支所	須坂市大字須坂字山崎812-2
長野保健所更埴支所	更埴市大字桜堂268-1
北信保健所	飯山市大字静間字町尻1340-1
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19
長野市保健所	長野市若里6-6-1

(4) 受験手数料

受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により収めてください(受験願書にはって、消印しないでください。)

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 その他

(1) 受験願書は、最寄りの保健所及び保健所支所において交付します(郵送により交付を請求する場合は、返信用の切手(120円)を同封してください。)

(2) 試験についての問い合わせは、最寄りの保健所にてください。

薬務課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあつた年月日
平成15年4月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ともいき会
- 代表者の氏名
麻 沼 和 男
- 主たる事務所の所在地
長野市川中島町原116番地
- 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす障害を持った人々に対して、その人々

が地域で自立した生活を営むことを支援する事業を行い、もって地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド諏訪店
諏訪市上川3-2391ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)綿半ホームエイド
長野市南長池205

3 変更した事項

- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 戸田 敏 行

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 下 島 憲 秋

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 戸田 敏 行

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 下 島 憲 秋

- 変更した年月日
平成15年2月21日
- 届出年月日
平成15年3月12日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 縦覧の期間
平成15年4月17日から平成15年8月18日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド伊那店
伊那市大字伊那5245-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
カゴメ(株)
愛知県名古屋市中区錦3-14-15
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 伊那市大字伊那5352-32 ほか
(変更後) 伊那市大字伊那5245-1 ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 戸田 敏行

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 下島 憲秋

- 4 変更した年月日
平成15年2月21日
- 5 届出年月日
平成15年3月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年4月17日から平成15年8月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東松本ショッピングセンター
松本市元町1-29-7 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)高原社
松本市元町1-2-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)高原社	代表取締役社長 上條 敬典

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)高原社	代表取締役社長 竹原 義明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 戸田 敏行

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 下島 憲秋

- 4 変更した年月日
 - (1) 平成14年2月22日
 - (2) 平成15年2月21日
- 5 届出年月日
平成15年3月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年4月17日から平成15年8月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド川中島店
長野市金井田177ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
酒井忠行
長野市川中島町御厨1775
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 戸田敏行

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役社長 下島憲秋

- 4 変更した年月日
平成15年2月21日
- 5 届出年月日
平成15年3月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年4月17日から平成15年8月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

県営伝田第一地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成14年6月12日

- 3 工事の完了年月日
平成15年3月27日

土地改良課

公告

飯田市による川路地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年4月17日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成14年5月23日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
飯田市
- 4 事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地
- 5 工事着手年月日
平成14年7月12日
- 6 工事完了年月日
平成14年11月7日

土地改良課

公告

飯田市による川路地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年4月17日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

- 1 土地改良事業の名称
非補助土地改良事業による区画整理
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成9年1月7日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
飯田市
- 4 事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地
- 5 工事着手年月日
平成9年1月8日
- 6 工事完了年月日
平成15年3月20日

土地改良課

公告

長野市による鐘鑄堰地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 条例の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年4月18日から5月19日まで
- 3 縦覧の場所
長野市役所

土地改良課

公告

丸子町による箱畳地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 条例の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年4月18日から5月19日まで
- 3 縦覧の場所
小県郡丸子町役場

土地改良課

公告

平成15年4月8日、上水内郡小川村による大久保地区の土地改良事業計画の変更について同意しました。

平成15年4月17日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

土地改良課

公告

長野県神川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月17日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

理事

新任

氏名	住所
土屋哲男	小県郡東部町大字新張1263番地5
山口敏雄	小県郡真田町大字長432番地2
金澤浩	上田市中央5丁目12番8号
今井栄一	上田市大字蒼久保1377番地

退任

氏名	住所
保科教	小県郡東部町大字田中80番地
深井民夫	小県郡真田町大字長7595番地

吉山成夫	上田市材木町1丁目10番12号
山辺裕夫	上田市大字国分1021番地

土地改良課

公告

長野県善光寺平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月17日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理事

新任

氏名	住所
中沢美夫	長野市大字大町123番地
長田袈裟信	長野市大字北長池1702番地1
宮島孝廣	長野市大字高田1374番地
吉村博之	長野市大字穂保936番地
丸山久幸	長野市大字富竹1272番地
徳竹和夫	長野市大字大豆島1020番地
見小田茂雄	長野市大字栗田72番地

重任

氏名	住所
藤森良之助	長野市大字村山148番地
轟渡	長野市大字大豆島1890番地
井原与市	長野市大字西和田256番地イ
山岸洋	長野市大字大豆島1522番地
岩渕宏信	長野市吉田5丁目22番21号
山口武文	長野市大字村山185番地
西澤清夫	長野市伊勢宮1丁目40番7号

退任

氏名	住所
小出嘉幸	長野市大字大豆島1889番地
泉知徳	長野市大字大町168番地
青沼雅隆	長野市大字栗田169番地
赤沼操	長野市大字北長池1788番地
関定夫	長野市大字大町224番地
西澤正	長野市大字高田1835番地
北村俊美	長野市大字風間1991番地1
小口吉寿朗	長野市大字津野659番地1
花岡久吉	長野市大字富竹673番地

監事

新任

氏名	住所
中村義明	長野市松岡1丁目20番21号
小山英雄	長野市大字石渡224番地1
牧野重美	長野市大字金箱350番地

退任

氏名	住所
峰村宗明	長野市大字大豆島2067番地
松田俊夫	長野市大字柳原1770番地
北村宗太郎	長野市大字川合新田1780番地
村田君雄	長野市大字西尾張部217番地

土地改良課

公告

埴科郡戸倉町更級土地改良区の役員について、次のよう
に就退任の届出がありました。

平成15年4月17日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

理事

新任

氏 名 住 所

近 藤 延 栄 埴科郡戸倉町大字若宮947番地の1

高 松 久 男 埴科郡戸倉町大字須坂411番地2

福 島 善 郎 埴科郡戸倉町大字須坂230番地2

重任

氏 名 住 所

豊 城 重 行 埴科郡戸倉町大字若宮492番地1

大 谷 茂 安 埴科郡戸倉町大字若宮2854番地

大 谷 武 文 埴科郡戸倉町大字羽尾1847番地

小 松 康 孝 埴科郡戸倉町大字羽尾1877番地1

西 沢 直 人 埴科郡戸倉町大字羽尾1414番地の1

塚 田 袈 婆 良 埴科郡戸倉町大字羽尾1128番地2

森 剛 教 埴科郡戸倉町大字羽尾531番地イの2

臼 井 達 雄 埴科郡戸倉町大字羽尾3258番地2

浜 田 吉 治 更埴市大字八幡5523番地

退任

氏 名 住 所

高 橋 幸 夫 埴科郡戸倉町大字若宮1226番地

知 野 伸 枝 埴科郡戸倉町大字須坂215番地1

柳 原 睦 男 埴科郡戸倉町大字須坂1番地

監事

重任

氏 名 住 所

大 谷 義 友 埴科郡戸倉町大字羽尾1849番地2

塚 田 幸 三 埴科郡戸倉町大字羽尾1333番地1

土地改良課

公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就
退任の届出がありました。

平成15年4月17日

長野県北安曇地方事務所長 宮 坂 正 巳

監事

新任

氏 名 住 所

横 川 勝 男 北安曇郡白馬村大字神城23434番地

退任

氏 名 住 所

松 沢 宗 昭 北安曇郡白馬村大字神城1121番地4

土地改良課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年4月17日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の 名 称	成 果 の 名 称	調査を行った 期 間	調査を行った地域	認 証 年 月 日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成12年度から 平成14年度まで	大字伊那の一部	平成15年4月17日
北佐久郡軽井沢町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から 平成14年度まで	大字軽井沢の一部	平成15年4月17日
上水内郡戸隠村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から 平成14年度まで	大字祖山の一部	平成15年4月17日
上水内郡鬼無里村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から 平成14年度まで	大字鬼無里の一部	平成15年4月17日
小県郡青木村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から 平成14年度まで	大字当郷の一部	平成15年4月17日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成10年度から 平成14年度まで	大字香坂の一部	平成15年4月17日

農村整備課

公告

平成15年3月31日認可した飯田市による川路地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年4月2日行った旨届出がありました。

平成15年4月17日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等及び数量
建設工事等入札参加資格審査システムサーバ等一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成15年5月9日から平成16年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法
借入物品の1月当たりの賃借料について行。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部監理課

電話 026(235)7293

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送(書留に限る。))による場合も含む)

ア 日時 平成15年4月28日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号380-8570)

長野県土木部監理課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年4月30日 午前10時

イ 場所 長野県庁西庁舎 303号会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

監理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

飯山都市計画地域地区(用途地域)

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、松本六九リバーサイド地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 事務所の所在地
松本市大手2丁目2番12号
- 2 設立認可の年月日
平成12年3月9日
- 3 変更の内容
事業施行期間
(変更前) 平成12年3月9日から平成15年3月末日まで
(変更後) 平成12年3月9日から平成16年3月末日まで
- 6 変更の認可の年月日
平成15年4月8日

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月17日

県立長野図書館長 山川悦男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成15年度県立長野図書館貸出図書拡充業務委託
 - (2) 役務の特質
入札書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成15年5月15日から平成15年12月14日まで
 - (4) 履行場所
長野市若里1丁目1番4号
県立長野図書館庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」又は「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 事業実施にあたり雇用の創出が図れる者
- 3 入札説明書の交付、交付期間、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
 - (1) 入札説明書の交付
本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付する。ただし、郵送の希望は受け付けない。
 - (2) 交付期間
平成15年4月17日から平成15年4月23日までの土曜日、日曜日及び月曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで
 - (3) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市若里1丁目1番4号
県立長野図書館総務課
電話 026(228)4500
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年4月30日 午後2時
イ 場所 県立長野図書館3階第1会議室
 - (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年4月23日(水)午後5時までに3の(3)の場所に提出しなければならない。
なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
要する。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

文化財・生涯学習課